

2020年4月30日
日本原子力発電株式会社
東海事業本部

東海・東海第二発電所における
新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みについて
(お知らせ)

4月7日に国から発出された新型コロナウイルスの感染症緊急事態宣言は、4月16日には対象地域が全国に拡大されることになり、東海・東海第二発電所の地元である茨城県も、先に緊急事態宣言対象地域に指定されていた7都府県と併せて「特定警戒都道府県」に指定されております。

こうした中、東海・東海第二発電所においては、新型コロナウイルスの感染が国内で確認されて以降、発電所の安全確保及び安全性向上対策工事に従事する協力会社の作業員を含めた東海・東海第二発電所で働くすべての者に対し、手洗い・うがいの徹底、こまめな手指の消毒、マスクの着用、3密（密閉・密集・密接）を避ける対応、日々の体調確認などの対策を講じてきました。

更に、国の緊急事態宣言が発出されて以降は、食堂、居室での離隔距離確保及びテレワーク等の活用、交代勤務制導入による出勤者の抑制を行うとともに、国や茨城県からの要請である不要不急の外出自粛等の追加の対策も講じています。

また、これらの対策に加え、東海・東海第二発電所として独自に以下の対策にも取り組み、感染拡大防止を図っています。

1. 東海第二発電所安全性向上対策工事を含む工事における感染拡大防止対策

(1) 協力会社作業員は、感染者が多い首都圏等から従事させないこと、首都圏等への往来をしないこと、やむを得ず従事・往来する場合は2週間の待機の措置を講じること、首都圏等以外からの作業員であっても2週間前からの健康状態・行動記録の確認を行うことを要請するとともに、従事期間中においては以下の対応の徹底を要請しています。

① 日々の作業員状況の把握

日々の作業員の健康状態・行動記録を確認し、風邪等の症状がある場合には、工事に従事させず、工事を担当する当社社員に連絡すること。

② 作業員間及び周囲の方々への感染防止

食事の際の離隔距離確保など、作業員間の感染を防止するとともに、滞在先と現場間の移動で利用するバスや乗合乗車する際には、前後左右の座席間隔を空け、窓を開けるなど換気を十分に行うこと。

③ 行動自粛の要請

休祭日、夜間においても不要不急の外出を自粛すること。とりわけ、接客を伴う飲食店等の利用を禁止すること。

④ 発熱や感染特有の症状がある方への対応

速やかに「帰国者・接触者相談センター」へ連絡し指示を受けるとともに工事を担当する当社社員に連絡すること。

- (2) 当社社員についても、単身赴任者も含め感染者が多い首都圏等への往来を禁止し、やむを得ず往来する場合には、2週間の待機の措置を講じています。
また、万一感染者が発生した場合に備え、濃厚接触者を速やかに特定して隔離することで拡大を抑えることができるよう、全員が行動記録を作成しています。

2. 東海・東海第二発電所の保安管理体制維持のための感染拡大防止対策

- (1) 本店及び発電所に対策本部を設置し、感染の疑いがある者が発生した段階から即応できる体制を整えています。
- (2) 当社社員を2チーム体制に分け、交替で出勤することとし、一方のチームで感染者や濃厚接触者が発生しても、他方のチームにより保安体制が維持できるようにしています。
- (3) 発電所の当直運転員は、他の当社社員や協力会社作業員との接触機会を低減させるため、通勤及び食事の場所を分けるとともに当直運転員の勤務場所は立入を規制しています。なお、万一感染者が発生した場合は、感染が拡大しないよう感染者と接触した可能性のある当直運転員全員を当直運転業務から外し、別の当直運転員に入れ替えることで体制を維持します。

以 上